

②派遣研修

| 区分                    | 内容   | 受講者数   |     |
|-----------------------|--|--|-----|
| 東京都市町村職員研修所派遣研修       | 職層別研修  | 新任研修、現任研修、係長研修、課長研修、部長研修   | 132 |
|                       | 専門研修   | 保健師研修  | 4   |
|                       | 政策・法務研修  | 行政法科、地方自治法科、地方公務員法科、民法・民訴法科、地方財政科、自治体経営科、政策法務（基礎）、政策課題研究、政策法務演習              | 20  |
|                       | 能力開発研修   | コミュニケーション、ロジカルシンキング、プレゼンテーション、クレーム対応、交渉力、ファシリテーター養成                          | 19  |
|                       | 情報処理   | システム調達導入、文書作成ソフト初級、表計算ソフト初級・中級、プレゼンテーションソフト初級、表計算VBAマクロ、データベースソフト初級、ネットワーク管理 | 31  |
|                       | 実務研修   | 人事科、会計科、固定資産税科（土地・家屋）、住民税科（個人住民税・法人住民税）、徴収科、環境科、子育て支援科、公園緑政科、図書館科            | 38  |
|                       | 特別研修   | 人権啓発研修、男女共同参画社会形成研修、情報倫理研修、メンタルヘルス研修、講演会、スポット研修                              | 63  |
| 計                     |  | 307  |     |
| 東京都等派遣研修              | 滞納整理業務体験研修、講師養成研修「同和問題」、母子保健研修、東京都アレルギー相談実務研修、地域保健研修 | 8  |     |
| 講習会等                  | 栄養技術講習会、女性保健セミナー、給食担当者講習会、行政管理講座等                    | 78   |     |
| 東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修 | 職場開発セミナー、窓口英会話研修、保育士研修、経営コミュニケーション研修、看護師・保健師研修       | 18   |     |
| 計                     |  | 104  |     |

(2) 勤務成績の評定の状況（平成20年度）

| 区分    | 内容  |
|-------|---|
| 評定期間  | 平成20年4月1日～平成21年3月31日                      |
| 評定対象者 | 部長職・課長職・係長職・主任職・一般職                       |
| 評定項目  | 業績評価（業務目標の達成度）<br>能力評価（職務遂行過程における能力の発揮状況） |

7. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 厚生福利制度（平成20年度）

職員の厚生福利制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、国分寺市職員互助会を設置し、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業（医療関係等）・長期給付事業（年金関係）・福祉事業（人間ドック事業等）を行っており、厚生年金・国民年金・健康保険および国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害等の状況（平成20年度）

公務上、通勤途上の災害により、負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成20年度の補償は、次のとおりです。

| 区分     | 傷病 | 死亡 |
|--------|----|----|
| 公務災害件数 | 6  | 0  |
| 通勤災害件数 | 4  | 0  |

8. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成20年度）

職員は、給与・勤務時間その他の条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。申立て件数については、下記のとおりです。

| 年度当初係属件数 | 年度申立て件数 | 年度処理件数 | 年度末係属件数 |
|----------|---------|--------|---------|
| 0        | 0       | 0      | 0       |

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成20年度）

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。申立て件数については、下記のとおりです。

| 年度当初係属件数 | 年度申立て件数 | 年度処理件数 | 年度末係属件数 |
|----------|---------|--------|---------|
| 0        | 0       | 0      | 0       |

→職員課(内416)

リサイクルコーナー

「譲ってください」

ベビーバス、ベビーベッド、授乳クッション、ベビーカー（A・B型）、子ども用自転車（14・16・24インチ）、工業用ミシン、卓上ミシン

「譲ります」

掃除機、ワンプロ、マッサー、サージチェア、スキヤナー、プリンター、学習机、シングルベッド、折りたたみベッド、子ども用歩行器、カメラ機材バック、つっぱり式間仕切り、ハムスター用ゲージ、ネコ用トイレ、ゴルフクラブフルセット（男性用）、ポータブルトイレ、風呂用車イス

↓経済課（内396）

2月のリサイクル家具販売会 開催（雨天決行）

ごみの減量・リサイクルの推進には再利用は欠かせません。シルバリー人材センターの会員が、粗大ごみに出された家具類を修理し、販売しています。

【日時】2月28日(日)午前10時～正午【会場】市ストックヤード（西元町2-9-16）※駐車場有り（台数に限りあり）【交通手段】国立駅南口から京王バス「府中営業所」→「府中駅」行きで警察病院前下車【商品数と内容】約250点。木製家具類などが中心で、電化製品は取り扱っていません【商品の運送】実費負担になります。別途ご相談ください

↓ごみ対策課 ☎042-300-5303

(7ページからつづく)

(2) 超過勤務の状況（平成20年度）

| 超過勤務総時間数（時間） | 職員1人当たりの超過勤務月平均時間数（時間） |
|--------------|------------------------|
| 81,541       | 10.2                   |

(3) 特別休暇の概要

（平成21年4月1日現在）

| 種類       | 付与日数・期間等                      |
|----------|-------------------------------|
| 公民権行使等休暇 | 必要と認められる時間                    |
| 結婚休暇     | 継続して7日以内                      |
| 産前産後の休養  | 産前産後を通じて16週間                  |
| 母子保健健診休暇 | 必要と認められる時間（妊娠中月2回、出産後1年以内で1回） |
| 妊婦通勤時間   | 1日60分以内                       |
| 育児時間     | 1日90分以内                       |
| 出産介護休暇   | 2日以内                          |
| 育児参加休暇   | 5日以内                          |
| 子どもの看護休暇 | 5日以内                          |
| 生理休暇     | 生理日で勤務が著しく困難な期間               |
| 忌引休暇     | 死亡者の区分に応じ1日～10日以内             |
| 夏季休暇     | 夏季期間で5日以内                     |
| ドナー休暇    | 必要と認められる日数または時間               |

(4) 年次有給休暇の取得状況（平成20年）

| 平均取得日数 | 取得率（%） |
|--------|--------|
| 13.4   | 36.0   |

(5) 育児休業等の状況（平成20年度）

| 区分     | 取得者数 |
|--------|------|
| 育児休業   | 30   |
| 育児部分休業 | 6    |

4. 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成20年度）

分限とは、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その目的は、公務効率の維持と向上を図ることにあります。分限処分は、免職・休職・降任・降給の4種類です。処分者数は、次のとおりです。

|      | 免職                           | 休職 | 降任 | 降給 |
|------|------------------------------|----|----|----|
| 処分者数 | 1                            | 7  | 0  | 0  |
| 処分事由 | 勤務実績が良くない場合                  | 0  | 0  | 0  |
|      | 心身の故障の場合                     | 1  | 7  | 0  |
|      | 職に必要な適格性を欠く場合                | 0  | 0  | 0  |
|      | 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0  | 0  | 0  |
|      | 刑事事件に関し起訴された場合               | 0  | 0  | 0  |

※1件の処分に複数の処分事由が該当する場合あり

(2) 懲戒処分者数（平成20年度）

懲戒とは、職員の一一定の義務違反に対する道義的責任を問うためになされる処分であり、その目的は、公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分は、免職・停職・減給・戒告の4種類です。処分者数は、次のとおりです。

|      | 免職                       | 停職 | 減給 | 戒告 |
|------|--------------------------|----|----|----|
| 処分者数 | 0                        | 0  | 1  | 0  |
| 処分事由 | 法令に違反した場合                | 0  | 0  | 1  |
|      | 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合   | 0  | 0  | 0  |
|      | 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0  | 0  | 1  |

※1件の処分に複数の処分事由が該当する場合あり

5. 職員の服務の状況（平成20年度）

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力で専念しなければなりません。職員が守るべき義務は、次のとおりです。

| 区分         | 内容  | 違反者数 |
|------------|---|------|
| 職務命令等に従う義務 | 職員は、法令等の定める規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。                       | 1    |
| 信用失墜行為の禁止  | 職員は、職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。                            | 1    |
| 守秘義務       | 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。   | 0    |
| 職務専念義務     | 職員は、法律等に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。 | 0    |
| 政治的行為の制限   | 職員は、政党その他の政治的団体の結成に参与するなどの政治的行為が禁止されています。                           | 0    |
| 争議行為等の禁止   | 職員は、争議行為等が禁止されています。   | 0    |
| 営利企業等の従事制限 | 職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。                    | 0    |

6. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成20年度）

公務員としての倫理観・使命感を持ち、市民に信頼され、優れた問題解決能力および職務遂行能力と、幅広い視野に立つ人間性豊かな職員を育成するため、研修を実施しています。

① 庁内研修

| 区分        | 内容  | 受講者数 |
|-----------|---|------|
| 階層別研修     | 新任研修、現任研修、主任研修、係長研修、課長研修、部長研修、昇任者研修、接遇研修、接遇レベルアップ研修、文書管理研修、庁内イントラネット活用研修、法務入門研修、法務基礎・行政手続研修、財務会計研修、行政法研修、政策課題研修 | 570  |
| 重点課題研修    | 市民協働研修、情報公開請求と個人情報保護研修、普通救命講習、メンタルヘルス研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修等  | 244  |
| 職場研修・自主研修 | 講演会等（保育課、子育て支援課、子育て相談室、公民館）、自主研究グループ研修等   | 212  |
| 計         |   | 1026 |